

新型コロナウイルス感染症に関する情報提供（その 28）

FAX1 枚

令和 2 年 8 月 25 日

会員医療機関各位

（一社）熊本市医師会

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に関する情報提供等について

今般の新型コロナウイルス感染症について、状況や対応は日々更新されていますので、詳細につきましては、厚生労働省・日本医師会・県医師会・熊本県・市のホームページ等をご参照頂き、最新情報の入手にお努めください。

- ①医療従事者等（医療・介護・障がい）を対象とした慰労金及び支援金の支給に係るお知らせ
支援金・助成金につきまして、[申請マニュアル] が県ホームページに公開されました。
条件・申請等の詳細は、以下の県ホームページにてご確認ください。

医療機関対象【支援金】 https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_35137.html

以下の額を上限として実費を補助されます。

補助対象者	補助金の上限額
病 院<保険医療機関に限る>	200 万円+（5 万円×病床数）
有床診療所（医科・歯科）<保険医療機関に限る>	200 万円
無床診療所（医科・歯科）<保険医療機関に限る>	100 万円
助産所	70 万円

医療従事者対象【慰労金】 https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_35337.html

医療機関等において、「患者（助産所においては妊産婦）との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」を行い、かつ、「令和 2 年（2020 年）2 月 21 日（金曜日）から令和 2 年（2020 年）6 月 30 日（火曜日）までの期間に通算して 10 日以上勤務した医療従事者及び職員」が対象となります。

※ただし、帰国者・接触者外来を設置する医療機関等の場合、同外来設置日が令和 2 年（2020 年）2 月 21 日以前の場合は、設置日が始期となります。具体的な給付対象者及び給付額については、ホームページ掲載の「【慰労金】給付対象者及び給付額」をご参照ください。

【お問合せ先】・熊本県新型コロナ慰労金支援金コールセンター 電話 096-213-0550

- ②熊本市医師会ホームページの会員専用ページに次の資料を掲載します。

会員専用ページ 【各種情報】→[各種文書・通知資料]

- ・医療用物資の備蓄体制の強化および医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について（その 4）について
- ・新型コロナウイルス感染症に対するファビピラビルに係る観察研究の概要及び同研究に使用するための医薬品の提供に関する周知依頼について（その 4）
- ・熊本市オンライン面会支援事業費補助金交付について

- ③熊本県医師会ホームページの会員向け情報に次の資料が掲載されます。

- ・厚生労働省・経済産業省「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」について
- ・厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 25～26）」の送付について
- ・医療機関における感染管理等の徹底について（依頼）
- ・令和 2 年度院内感染対策講習会について

新型コロナウイルス感染症に関するご意見、ご質問等について

標記に関するご意見ご質問等、市医務局まで FAX（096-366-3628）または、

電子メール（office@city.kumamoto.med.or.jp）にて、お寄せください。

熊本市医師会ホームページ（新型コロナウイルス感染症に関する情報提供）参照 <http://www.city.kumamoto.med.or.jp/2019corona/index.html>